

大学設置基準等による教育課程等の特例制度に関する 教職課程の対応について

1. 背景

- 本年 10 月より施行された大学設置基準等の改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度（以下「設置基準特例」という。）が創設された。
- 教職課程の基準については、大学設置基準等のほか、教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）においても所要の規定が設けられているところ、設置基準特例により教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とするためには、文部科学大臣（教員養成部会）の認定に関し、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設ける必要がある。

2. 特例対象規定

- 設置基準特例との関係上、特例を設ける必要がある免許法施行規則の規定については、現在精査中であるものの、主なものは次のとおり。なお、特例の適用可否については、教員養成部会（課程認定委員会）において審査を行うこととする。

設置基準特例		教職課程の規制 (免許法施行規則)
特例対象規定 (大学設置基準)	特例適用による効果	
授業科目の自ら開設の原則 (第 19 条第 1 項)	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能	授業科目の自ら開設の原則 (第 22 条第 1 項)
単位互換の 60 単位上限 (第 28 条)	60 単位を超える単位互換が可能	免許授与の各科目の単位互換の 3 割上限 (第 22 条第 4 項)
大学連携推進法人等による連携開設科目に係る 30 単位上限 (第 32 条第 6 項)	30 単位を超える科目の連携開設が可能	免許授与の必要単位における連携開設科目及び単位互換の 8 割上限 (第 22 条第 3 項)

3. 今後の対応

- 大学設置基準の新特例は 11 月上旬～12 月末で第一弾の公募が行われ、1～2 月の大学分科会での審査の下、3 月までに認定が行われる予定（第二弾の日程は未定）。
- 第一弾の公募で教職課程関係の申請があった場合、免許法施行規則の改正案や教員養成部会における審査プロセス等について、1 月の同部会において審議し、3 月の認定までに必要な省令改正を行うこととする。

関係規定（抄）

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2・3 （略）

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 （略）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2～5 （略）

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十一条第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二条の八、第四十五条第一項から第三項まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十六条の六又は第五十六条の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

○教育職員免許法施行規則（昭和三十九年文部省令第二十六号）

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 （略）

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大学設置基準第八条第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

5・6 （略）